

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 28 年 4 月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500862 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 1600004 号

第1 結論

昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 57 年 4 月に国民年金に加入して以来、毎回、国民年金保険料をきちんと納付していました。

私の年金記録を見ると、昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの 3か月間が未納とされているが、この期間の国民年金保険料は A 市の金融機関で納付していたはずである。未納とされていてることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 57 年 4 月に国民年金に加入して以来、毎回、国民年金保険料を納付しており、請求期間の保険料については A 市の金融機関で納付していたはずであると主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 57 年 4 月頃に払い出されたと推認され、請求期間は保険料を現年度納付する可能な期間である。

また、請求者は、請求期間以外に未納期間はなく、請求者が国民年金と共済年金の切替手続及び第 1 号被保険者と第 3 号被保険者の種別変更を適正に行っていることから、国民年金に対する意識は高かったと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間の前後の期間に係る国民年金保険料について、現年度納付していることから、3か月と短期間である請求期間の保険料については納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、昭和 57 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500672 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600005 号

第1 結論

請求者のA社における平成 17 年 7 月 15 日の標準賞与額を 5 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 7 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 7 月 15 日

請求期間に賞与の支給を受けていたが、厚生年金保険の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された、A社の賞与明細書及びB市の市県民税所得課税証明書により、請求者は請求期間において、同社から賞与が支給され、標準賞与額 5 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支給日については、同僚のオンライン記録から、平成 17 年 7 月 15 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者に対する賞与支払の有無について不明としており、当該賞与に関連する賃金台帳等も無いとしているが、年金事務所が保管している請求者の平成 17 年 7 月 15 日に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届に記載された賞与額が 0 円とされていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500673 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600006 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 7 月 15 日

請求期間に賞与の支給を受けていたが、厚生年金保険の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時のA社の事業主は、平成 23 年 * 月 * 日に死亡しており、同社の現在の事業主は、平成 23 年に就任したため、請求者の請求期間に係る賞与の支払の有無及び厚生年金保険料の賞与からの控除については不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書を所持していないことから、賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めるることはできない。